

# 嶺南土氏の勢力形成をめぐつて

川 手 翔 生

はじめに

太守や刺史の腐敗ぶりが端的に描写されている。

舊交趾土多珍產、明璣・翠羽・犀・象・玳瑁・異香・

美木之屬・莫不自出。前後刺史率多無清行、上承權  
貴、下積私賂、財計盈給、輒復求見遷代、故吏民怨

叛。

舊と交趾は土に珍產多く、明璣・翠羽・犀・象・玳  
瑁・異香・美木の屬、自ずから出さざるは莫し。前後  
の刺史は率ね清き行い無きもの多く、上は權貴を承  
け、下は私賂を積み、財計盈ち給れば、輒ち復た遷代  
せられんことを求め、故に吏民は怨み叛く。

反乱の主原因は、南海交易によりもたらされる莫大な富  
に目の眩んだ貪婪な地方官による腐敗した統治にあつた。  
『後漢書』卷三一賈琮列伝には、この頃の嶺南に赴任した  
人材の多くが、嶺南の珍品を自身の懐に入れたり、高官への賄賂に利用し、それを元にして中央に栄転したため、悪政に耐えかねた現地人が蜂起

し、別の太守や刺史が派遣される。そしてまた繰り返される悪吏の横暴により住民が蜂起するという悪循環を続けていた。

こうした混乱の中、後漢末期に登場したのが士燮を筆頭とする嶺南士氏である。『三国志』卷四九呉書士燮伝（以下士燮傳）に、

士燮字威彥、蒼梧廣信人也。其先本魯國汶陽人、至王莽之亂、避地交州。六世至燮父賜、桓帝時爲日南太守。

士燮、字は威彥、蒼梧廣信の人なり。其の先は本魯國汶陽の人なり、王莽の亂に至り、地を交州に避く。六世にして燮の父賜に至り、桓帝の時日南太守と爲る。

とあるように、士燮自身は蒼梧郡広信県の出身であるが、その祖先は山東の出身である。王莽の乱を避けて嶺南に逃れたというのは、おそらく赤眉の乱に端を発する新末後漢初の混乱のことであろう。具体的な祖先の名は不明であるが、士氏が嶺南に逃れてより六代目となるのが士燮の父士賜である。士賜は桓帝期に日南太守となつてゐるが、それがいつの事でいかなる統治を行つていたかなどの事情は一切記されていない。

さて、嶺南士氏に関する先行研究について見てみると、主として中国人研究者によつて学術面における士燮の偉業

を中心として検討されてきた。<sup>(1)</sup> そもそも中国においては、ヴェトナムが中国諸王朝に支配された時期（北属期）における歴史について、中国側の官吏や自立勢力によつて未開のヴェトナムに文明をもたらしたのだとする見方が主流であり、実態解明には不十分なものが多い。また、日本人研究者による研究も、この中国側の視点に引きずられる傾向があつた。<sup>(2)</sup>

一方、後藤均平氏のように、士燮によるヴェトナムへの学術伝播という点を中心に注目し、中国史の一環として嶺南士氏をとらえる研究の在り方を批判し、「越南社会の自立的發展の上に立つ一連の動き」であるところの越南三郡（交趾郡・九真郡・日南郡）内における抵抗運動と、それに続く嶺南士氏の支配期間がどのような連續性をもつて結びつかのかを検討することで、ヴェトナム史における嶺南士氏の意義を追究することで、ヴェトナム史における嶺南より多く勃發する越南三郡の諸反乱を詳細に検証し、その流れの中に士燮の台頭を位置づけた他、後世の「土王」評価に対する考察など、多くの点で継承すべき研究を行つた。しかし、越南三郡に着目し、ヴェトナム史の中に嶺南士氏を位置づけたがゆえに、現代の国家の枠組みの中に過去の政治勢力を投影させるという限界性が認められる。そして、後藤氏以降、嶺南士氏研究はほとんど途絶してし

まつてゐるのである。

そこで、後藤氏の視点を批判的に継承すると共に、嶺南士氏の支配期間を「嶺南史」の流れの中に位置づけてとらえることで、辺境に自立した勢力による在地社会統治の実情を追究しようと考へた。この「嶺南史」という枠組みについて、吉開将人氏の提唱された「嶺南と北部ベトナム全体を積極的に一つの歴史世界として見なす視点」を参照したものであり、吉開氏がこの視点に従つて南越時代の歴史的意義を追究したのと同様に、嶺南士氏の歴史的意義をこの視点により検証しようとするものである。<sup>(4)</sup>すなわち、中国史やヴェトナム史といった、現代の国家史的枠組みを克服し、新たな視座からの嶺南士氏の歴史的意義を考察することが目的である。

本稿は、その前段階として、嶺南士氏の勢力形成がいかにして行われたのかについて、士燮伝の記述を詳細に検討することでこれを明らかにする。従来の研究においては、嶺南士氏が在地土豪であることから、その土着性により嶺南全土に多大な影響力を及ぼしており、在地社会に受け入れられていたがゆえに、勢力形成が順調に進んだという見方が自明のものとされてきた。<sup>(5)</sup>しかし、士燮以前の嶺南士氏の実情については不明であり、士燮がそのような強固な土着性を本当に有していたのかもまた定かではない。その

ため、予断を排除し、できるだけ史料に即して、嶺南士氏の勢力形成の背景を検証することが必要だと考へる。

## 第一節 士燮の交趾太守就任について

本節では、嶺南士氏が勢力を拡大する起点となつた、士燮の交趾太守就任に関する諸問題について検討したい。まず交趾太守就任に至るまでの経歴について見ていくと、士燮伝に、

燮少游學京師、事穎川劉子奇、治『左氏春秋』。察孝廉、補尚書郎、公事免官。父賜喪闋後、舉茂才、除巫令、遷交趾太守。

燮、少くして京師に游學し、穎川の劉子奇に事え、『左氏春秋』を治む。孝廉に察せられ、尚書郎に補せらるも、公事もて免官せらる。父賜の喪が闋りし後、茂才に擧げられ、巫令に除せられ、交趾太守に遷せらる。

とあり、これによれば、士燮は洛陽にて劉陶（子奇は字）に師事し、『春秋左氏伝』などの学問を身につけた後、尚書郎→免官→巫県令→交趾太守というルートで出世している。劉陶は、『後漢書』卷五七劉陶列伝に、

陶字子奇、一名偉、穎川定陵人、濟北貞王勃之後。

……陶明『尚書』・『春秋』、爲之訓詁。推三家『尚書』及古文、是正文字七百餘事、名曰『中文尚書』。……方詔陶次第『春秋條例』。

陶、字は子奇、一名は偉、潁川定陵の人、濟北貞王勃の後なり。……陶、『尚書』・『春秋』に明るく、之が訓詁を爲す。三家の『尚書』及び古文を推し、文字七百餘事を是正し、名づけて『中文尚書』と曰う。……

(靈帝) 方に陶に詔し、『春秋條例』を次第せしむ。

とあるように『尚書』や『春秋』に精通した人物であり、彼に師事した士燮もまた優れた儒学者として知られている。

その後の昇進ルートを見ていくと、まず孝廉により尚書郎となつた点については、『續漢書』百官志三少府条注引『漢儀』に、

尚書郎初從三署詣臺試。初上臺稱守尚書郎、中歲滿稱尚書郎、三年稱侍郎。……劇遷二千石或刺史、其公遷爲縣令。

尚書郎、初め三署に従い臺試に詣る。初め臺に上り守

尚書郎と稱し、中歲滿ちて尚書郎と稱し、三年にして侍郎と稱す。……劇遷せば二千石或いは刺史、其れ公遷せば縣令と爲る。

とあることから、おそらくは右のような段階を踏んで尚書

郎となつたのであり、士燮伝の記述は節録されたものであろう。士燮と同じく孝廉から尚書郎を拝した例もあり、例えは『三国志』卷八魏書陶謙伝裴松之注引『吳書』に、

謙性剛直、有大節、少察孝廉、拜尚書郎、除舒令。謙、性剛直にして、大節有り、少くして孝廉に察せられ、尚書郎を拜し、舒令に除せらる。

とあるように、同時代の徐州刺史陶謙も、孝廉から尚書郎となり、その後舒県令となつている。前述の『漢儀』に記された原則が適用されることから、陶謙伝の記述も節録されたものと思われる。

しかし、士燮の場合は朝廷に関わるなんらかの事情によつて免官されているため、尚書郎から更に三年を経て侍郎となり、そこから県令へと遷るという『漢儀』の事例にそのまま当てはめることはできない。

その後、無官のまま父の喪に服していたが、喪が明けた後に茂才に挙げられて南郡巫県令に就任している。これについては後漢・衛宏『漢旧儀』卷上に、

刺史舉民有茂才、移名丞相。

刺史、民の茂才を有するを挙げ、名を丞相に移す。とあるように、士燮は交趾刺史が茂才を挙げた際に取り立てられたと考えられる。赴任した先は南郡巫県であるが、これは濱口重國氏が指摘する「縣の令長と丞と尉は本縣任

は勿論、本郡内の諸縣への就任も廻避せしめる」原則に適つてゐる<sup>(7)</sup>。すなわち、士燮は蒼梧郡広信県の出身であり、南郡巫県の県令として赴任することには特に問題は見られない。

では、交趾太守への就任はどうか。県令から郡太守へ就任するの一般的な昇進ルートである<sup>(8)</sup>。例えば、『後漢書』

卷二〇祭遵列伝附祭彤列伝に、

彤有權略、視事五歲、縣無盜賊、課爲第一、遷襄貢  
令。……建武十七年、拜遼東太守。

彤、權略有り、事を視ること五歲、縣に盜賊無く、課  
は第一爲り、襄貢令に遷せらる。……建武十七年、遼  
東太守を拜す。

とある。士燮もまた、祭彤と同様、その手腕が認められて交趾太守となつたのであろうが、これもまた濱口氏の指摘する「郡太守と郡丞は本郡任を廻避せしめる」原則に相当する<sup>(9)</sup>。

つまり、士燮が交趾太守となるまでの昇進ルートの中には、他史料との特筆すべき差異は見えず、ここに嶺南士氏の在地豪族としての影響力を見出すこともできない。もつとも、出身地に隣接する同じ嶺南地域内への派遣という点は考慮しなければならないだろう。父の士賜もまた、同じ嶺南である日南太守に就任しており、なんらかの便宜が図

られたと見られなくもないが、それはおそらく嶺南士氏が現地の事情に精通していたことからの起用であり、それ以上のことは史料からは読み取ることはできない。

交趾太守就任以前の実態を理解したところで、次に問題となるのは、士燮がいつ交趾太守に就任したのかという点である。士燮伝には、

燮在郡四十餘歲、黃武五年、年九十にして

燮、郡に在ること四十餘歲、黃武五年、年九十にして  
卒す。

とあり、士燮が孫吳の黃武五年（二二六）に九〇歳で死去したことはわかるが、彼の太守就任時期を判断するには、他の史料と組み合わせて考える必要がある。

この点については、尾崎康氏が最初に指摘している<sup>(10)</sup>。尾崎氏は、「光和、中平年間の反亂の地域、性格からいって、公算としては、當時、士燮は野にあり、そのご土民の利害を守つた賈琮の政策に應じたというほうが大である」とするが、士燮は巫県令からの遷任であつて在野の士ではないし、そもそもその論には年代の誤記が多く、結果として太守挙命の時期設定を誤つて計算しており、参照するには問題が多い。

その後、この尾崎氏の指摘をより詳細に検討したのが後藤均平氏である<sup>(11)</sup>。後藤氏は全体的に尾崎氏の説に従い、士

燮の交趾太守就任を「中平年間」とする。後藤氏の解釈によつてその根拠を説明すると以下のようになる。

①交趾太守として四〇年余り在任していることから、逆算すると太守拜命は熹平六年（一七七）～中平元年（一八四）となる。

②光和年間（一七八～一八三）に交州では多くの反乱が起つたが、『後漢書』卷七一朱儁列伝に、

會交趾部群賊竝起、牧守輒弱不能禁。

會々交趾部の羣賊竝び起ち、牧守輒弱にして禁ずる能わず。

とあり、交趾刺史部の太守らはみな「輒弱」、すなわち無能で反乱を防げなかつたとあるが、士燮に「輒弱」の評判は見られないため、光和年間に士燮が交趾太守に就任したとは考えられない。

③『後漢書』卷三一賈琮列伝（以下賈琮列伝）に見える中平元年（一八四）の「交趾屯兵」による反乱は、「太守が貪悪であつたため」発生したものであるが、士燮自身には「貪惡」の評判は見られないでの、中平元年以前に士燮が交趾太守に就任したとは考えられない。

④賈琮列伝に見える賈琮が交趾刺史在任中の記事に、

中平元年、交趾屯兵反、執刺史及合浦太守、自稱柱天將軍。靈帝特勅三府精選能吏、有司舉琮爲交趾刺史。

琮到部、訊其反狀、咸言賦斂過重、百姓莫空單、京師遙遠、告冤無所、民不聊生、故聚爲盜賊。琮即移書告示、各使安其資業、招撫荒散、蠲復徭役、誅斬渠帥爲大害者、簡選良吏試守諸縣、歲閒蕩定、百姓以安。……在事三年、爲十三州最、徵拜議郎。

中平元年、交趾の屯兵反し、刺史及び合浦太守を執え、柱天將軍を自稱す。靈帝、三府に特勅し能吏を精選せしめ、有司、琮を擧げ交趾刺史と爲す。琮、部に至り、其の反狀を訊くや、咸な賦斂過重にして、百姓空しく單きざるは莫く、京師遙遠にして、冤を告ぐる所無く、民は生を聊しまず、故に聚まりて盜賊と爲らんことを言う。琮、即ち書を移して告示し、各々其の資業を安らかならしめ、荒散を招撫し、徭役を蠲復し、渠帥の大害を爲す者を誅斬し、良吏を簡選して諸縣を試守せしむれば、歲にして間蕩定し、百姓以て安んず。……事に在ること三年、十三州の最と爲り、徵せられて議郎を拜す。

とあり、中平元年に赴任するや、賈琮はすぐに「書を移して告示」し、「良吏を簡選し諸縣を試守せし」めたことがわかる。この「簡選良吏」は本来「地方官下の在地属僚」を選定することを指すが、これを後藤氏は拡大解釈し、「刺史統轄下の郡守人事」にまで及んだとする。

これらの点から後藤氏は、士燮が交趾太守に就任することが可能な時期を、賈琮在任期間である「中平年間」とする。すなわち①の期間に当てはめるならば、「中平元年」が士燮の交趾太守就任の年となる。

確かに①・②については正しい指摘であると思われるが、③・④に関しては明らかに誤解が見られる。まず③についてだが、根拠とする「交趾屯兵」による反乱記事に対して後藤氏が誤認している点が二つある。一つは、「太守が貪悪であつたため」とする根拠である。これは「交趾屯兵」による反乱の記事の直前に見える悪吏の横暴に関する記述のことを指すものと思われるが、直接この反乱の原因がそうであるとは記されておらず、その解釈は受け入れられない。

いま一つは、「交趾屯兵」についてである。おそらくは

「交趾」という単語から交趾「郡」内の駐屯兵による反乱と理解したのであろうが、これは必ずしも交趾「郡」のみを指すものではなく、交趾刺史部全体を指すものと思われる。<sup>12</sup>また、囚われたのが「交趾刺史」および「合浦太守」であることからも、駐屯兵が部単位で行動していることがわかる。つまり、交趾太守が介在する文言がこの史料からは見受けられず、これを以て中平元年以前に士燮が交趾太守でなかつたとすることはできない。

④については、「簡選良吏試守諸縣」に対する誤解が見られる。「試守」について濱口氏は「良吏を選び仮に県吏に任命する」としているが、重要なのはその前にある「移書告示」である。これは「書を送り（交趾刺史部内の諸郡の太守に）通達した」という意味であり、つまり、「良い官吏を選定し仮に県吏に任命するよう、各郡太守に通達した」という意と推測され、賈琮が直接県吏を任命したことにはならないのではないか。そもそも、刺史が太守を朝廷に上表した上で任命する事例ならともかく、県吏の任命を朝廷の裁可を得ずに直接行うなど、後漢末期の混乱した情勢とはいえ、独断でできるものか疑問である。すなわち、交趾刺史たる賈琮が直接県令を任命したわけではなく、「試守諸縣」と記されている以上、これを太守任命として拡大解釈することはできない。

このように、後藤氏の解釈はいくつかの問題を残しているが、では、実際にはいつ士燮は交趾太守に就任したのか。①で示した設定可能時期から考えると、まず熹平六年は反乱自体は起きていないものの、翌年の光和元年より大規模な反乱が発生するため、士燮伝中に、

又達於從政、處大亂之中、保全一郡、二十餘年彊場無事……

又た從政に達し、大亂の中に處り、一郡を保全し、二

十餘年疆場事無く……

とあるように、士燮の在任期間は平穏であつたことがわかるため、この時期に設定することは適切でない。

次に光和年間にについてだが、この時期には交趾・合浦両郡で起きた烏滸蛮の反乱が発生している。『後漢書』卷八六南蛮西南夷列伝に、

光和元年、交趾・合浦烏滸蠻反叛、招誘九眞・日南、

合數萬人、攻沒郡縣。光和四年、刺史朱儁擊破之。

光和元年、交趾・合浦の烏滸蠻反叛し、九眞・日南を

招き誘い、合して數萬人、攻めて郡縣を没す。四年、

刺史朱儁擊ちて之を破る。

とあり、その反乱時期は光和元年～四年（一七八～一八一）となつてゐる。つまり光和五年～六年（一八二～一八三）については、嶺南地域は平穏無事であり、士燮の就任時期として設定可能である。

最後に中平元年だが、前述の通り、「交趾屯兵」の反乱は交趾郡には波及していないと思われるため、この時期も就任時期に設定可能となる。つまり、士燮の交趾太守就任可能時期は、「光和五年～中平元年（一八二～一八四）」となる。これにより、士燮の交趾太守就任について一応の整理がついたと思われる。

以上の検討により、士燮の交趾太守就任までの経歷に

は、先学が自明のものと想定してきた、嶺南士氏の土着性に伴う影響力がほとんど確認されないことがわかつた。では、嶺南士氏がどのようにして嶺南一帯に影響力を持つようになつたのか。それを解く鍵として想定されるのが、次節以降で論ずる刺史や州牧、そして朝廷といった周辺勢力との関係なのである。

## 第二節 交趾刺史との関係について

嶺南士氏は、多くの交趾刺史・交州牧と関わりを持つ勢力として知られている。士燮傳に名が見えるものとして、丁宮・朱符・張津・賴恭・歩鷺・呂岱・戴良といった人物が挙げられる。また、これ以外にも周辺勢力との外交が行われ、嶺南士氏が権益を確保するために巧みな交渉を行つた事例が史料上には見受けられる。本節では、士燮が嶺南を掌握する過程において、士燮と関わりのあつた刺史・州牧について考察し、彼らが嶺南士氏の勢力形成にどのような影響をもたらしたのかを検討したい。

前節で検証したように、士燮が交趾太守に就任した時期は、光和五年～中平元年のいずれかの年である。ならば士燮が最初に関わった交趾刺史は、中平元年に赴任した賈琮といふことになる。賈琮は、前述の『後漢書』賈琮列伝に

記されている通り、中平元年に起きた交趾刺史部に駐屯していた漢兵による反乱の平定のために派遣された刺史で、中平三年（一八六）まで刺史の任にあった。その統治政策は、ただ反乱兵を鎮圧するのみならず、悪政を払拭して民衆から「賈父」と慕われ、その治績は「十三州の最」であつたという。ただし、士燮は前節で検証した通り、彼に見出されて交趾太守になつたわけではないし、これ以上士燮と賈琮の関係を史料上から見出すこともできない。

実際に士燮伝中に嶺南士氏と関係を持つたことが記されている交趾刺史として、最初に名が見えるのは丁宮である。士燮伝によれば、

弟壹、初爲郡督郵。刺史丁宮徵還京都、壹侍送勤恪、宮感之、臨別謂曰「刺史若待罪三事、當相辟也」。後宮爲司徒、辟壹。比至、宮已免、黃琬代爲司徒、甚禮遇壹。董卓作亂、壹亡歸鄉里。

弟壹、初め郡の督郵爲り。刺史丁宮京都に徵還せられ、壹、侍して勤恪に送り、宮之に感じ、別れに臨みて謂いて曰く、「刺史若し三事に待罪せば、當に相辟すべきなり」と。後に宮、司徒と爲り、壹を辟す。至る比い、宮已に免ぜられ、黃琬代わりに司徒と爲り、甚だ壹を禮遇す。董卓亂を作し、壹、亡げて郷里に歸る。

とあり、士燮の弟の士壘が某郡の督郵であつた頃、当時交趾刺史であつた丁宮が昇進のため都へ帰還する際に篤く見送りをし、これに感激した丁宮が、後に司徒となつた際に朝廷に召し出されたことが記されている。では丁宮が交趾刺史であつたのはいつなのだろうか。『後漢書』卷八靈帝紀に、

（中平）四年……五月、司空許相爲司徒、光祿勳沛國丁宮爲司空。

（中平）五年……八月……司徒許相罷、司空丁宮爲司徒。

（中平）六年……秋七月……司徒丁宮罷。

等とあることから、中平四年（一八七）の段階（おそらく都へ帰還した年）では光祿勳であり、それ以前の官位が史料中に見えないことや、賈琮の在任期間が中平三年までであることを踏まえると、丁宮が刺史であつたのは中平三年（一八七）四年と推定できる。その後、中平五年（一八八）に司徒となり、この時士壘を都へ呼び寄せたが、その翌年に丁宮は罷免され、後任の黃琬の下で士壘は司徒掾として信賴を得ることとなる。<sup>(15)</sup>士壘の行動は、嶺南士氏の名声を朝廷に喧伝するのに大きく貢献したと考えられ、後の朝廷の対嶺南士氏政策に影響したのではないかと推測される。

その後に現れるのが、光和元年の烏滸蛮の反乱を平定し

た朱儁の子朱符である。おそらくは朱儁の反乱平定の功績を受けての赴任であると思われるが、朱符について士燮伝に、

交州刺史朱符爲夷族所殺、州郡擾亂。燮乃表壹領合浦太守、次弟徐聞令鮒領九真太守、鮒弟武、領南海太守。

交州刺史朱符夷族の殺す所と爲り、州郡擾亂す。燮、乃ち壹をして合浦太守を領し、次弟の徐聞令鮒をして九真太守を領し、鮒の弟武をして、南海太守を領せしむるを表す。

とあり、朱符が現地人により殺害されたことによる混乱に乗じ、士燮が三人の弟を沿岸三郡の太守に据えることを朝廷に上表したことがわかる。

尾崎康氏は、父の朱儁の没年と孫策の台頭が同じ興平二年（一九五）であることや、子の朱皓が予章太守、朱符が交趾刺史となつたことから、朱氏の勢力が揚州や交州一帯に広まり、その巨大な影響力から、士燮は朱符の失脚まで勢力拡大を果たせなかつたとする。<sup>(16)</sup>しかし、朱儁はあくまで反乱平定のための刺史であり、その三年後には諫議大夫として朝廷に帰還していることや、後述するように朱皓が赴任後すぐに殺害されたことなどを考慮すると、やや根拠の乏しい見解と思われる。そこで、今一度朱氏の勢力が本当

に士燮を圧迫するものであつたのかを、朱儁の子である朱皓・朱符兄弟に関する史料から調べてみたい。

まず朱皓については、以下の史料にその詳細が記されている。

初、豫章太守周術病卒、劉表上諸葛玄爲豫章太守、治南昌。漢聞周術死、遣朱皓代玄。皓從揚州刺史劉繇求兵擊玄、玄退屯西城、皓入南昌建安二年正月、西城民反、殺玄、送首詣繇。（『三国志』卷三五諸葛亮伝裴松之注引『獻帝春秋』）

初め、豫章太守周術病卒し、劉表、諸葛玄を上し豫章太守と爲し、南昌を治めしむ。漢朝周術の死せるを聞き、朱皓を遣わし玄に代えしむ。皓、揚州刺史劉繇より兵を求めて玄を擊つ。玄、屯を西城に退き、皓、南昌に入る。建安二年正月、西城の民反し、玄を殺し、首を送り繇に詣らしむ。

是歲、繇屯彭澤、又使融助皓討劉表所用太守諸葛玄。……融到、果詐殺皓、代領郡事。（『三国志』卷四九吳書劉繇伝裴松之注引『獻帝春秋』）

是の歲、繇、彭澤に屯し、又た融をして皓を助け劉表の用うる所の太守諸葛玄を討たしむ。……融到り、果たして詐りて皓を殺し、代えて郡事を領せしむ。すなわち、興平二年に孫策が袁術から独立して曲阿へ侵

攻を開始し、揚州刺史劉繇は大敗して予章郡の彭澤に駐屯していた。同じ頃、前任の予章太守周術が死に、荊州牧劉表は諸葛玄を予章太守として派遣したため、これに対抗するように朝廷から朱皓が派遣された。朱皓は劉繇の援助でこれを撃退するも、劉繇の派遣した武将乍融の裏切りにあい殺害された。『資治通鑑』卷六一漢紀・興平二年条にも同じ内容が記されているため、朱皓の死は興平二年である。

次に朱符であるが、『三国志』卷五三呂書薛綜伝に、

又故刺史會稽朱符、多以鄉人虞褒・劉彥之徒分作長吏、侵虐百姓、彊賦於民黃魚一枚收稻一斛、百姓怨叛、山賊竝出、攻州突郡。符走入海、流離喪亡。

又た故の刺史會稽の朱符、多く郷人の虞褒・劉彥の徒を以て分けて長吏と作し、百姓を侵虐し、彊いて民に黄魚一枚・收稻一斛を賦す。百姓怨み叛き、山賊竝び出で、州を攻め郡を突く。符、走りて海に入り、流離喪亡す。

とあるように、朱符は同郷の人を多く長吏に任命し、重税を課すなどして民衆を苦しめたため、反乱によつて州を追われたことがわかる。朱符の失脚した年については不明であるが、梁・僧裕撰『弘明集』卷一所引『牟子理惑論』によれば、

牧弟爲豫章太守、爲中郎將笮融所殺。時牧遣騎都尉劉彥、將兵赴之、恐外界相疑、兵不得進。

牧弟豫章太守と爲るも、中郎將笮融の殺す所と爲る。時に牧、騎都尉劉彥を遣り、兵を將いて之に赴かしむるも、外界を恐れて相疑い、兵進むを得ず。

とあり、朱符が弟の朱皓の殺害を受け、部下の劉彥を予章郡へ派遣しようとしていることから、朱符の失脚は朱皓の死後、すなわち興平二年より後のことだとわかる。『五十史補編』所引の清・万斯同『三国漢季方鎮年表』は、朱符の失脚を興平二年、すなわち、朱皓の死と同年としている。『牟子理惑論』の記述通り、朱符が報復のために兵を派遣しようとしたならば、朱符の部下である劉彥が重税を課して民衆を苦しめたという薛綜伝の記述も、兵の徵發のためと考えることができるため、これに反発した民衆によつて朱符が追放されたのだとすれば、朱符は朱皓の死の直後に失脚したとするのが妥当であろう。

これらの史料を見ても、朱氏がドミノ倒しのごとく崩壊していくことはわかつても、朱氏が揚州・嶺南に多大な影響力を及ぼしたとは読み取れないだろう。尾崎氏は、朱符の失脚後すぐに士燮が弟を太守に就任させたという事実を根拠に、朱氏勢力を士燮が越えることのできなかつた壁と理解したが、実態はそうではなかつたと思われる。

では、なぜ士燮は朱符の死後に三郡を掌握できたのであるか。前述の士燮伝に見える朱符の殺害の記事に「州郡擾亂」とあるように、交趾刺史の消失という事件は嶺南全体を大きく震撼させたものであることがわかる。おそらくは反乱の際に三郡の太守は殺害されたか逃亡したかしたのである。その間隙を衝いて士燮は朝廷に上表し、弟を三郡の太守に任命させたと考えられる。つまり、朱符が失脚したことによる州郡の混乱という状態のみが、嶺南士氏の勢力拡大に影響したことになる。

このように、嶺南士氏にとり、賈琮から朱符までの歴代の交趾刺史とは、尾崎氏の言うような勢力拡大を阻害するものではなく、逆に士燮は、彼らに対し常にその利用価値を模索していたと思われる。しかし、朱符の失脚後、嶺南士氏の支配領域は、南シナ海沿岸の四郡にまで広がり、南海交易の玄関口として利用された徐聞などの良港を得たことで、莫大な経済利益を上げることに成功したと考えられる。<sup>(17)</sup>しかし、嶺南士氏の勢力拡大はこれだけに止まらなかつたのである。

### 第三節 嶺南士氏の最盛期

反乱により失脚した朱符の後任として朝廷より派遣され

たのが荊州南陽郡出身の張津である。士燮伝に、

朱符死後、漢遣張津爲交州刺史、津後又爲其將區景所殺、而荊州牧劉表遣零陵賴恭代津。是時蒼梧太守史璜死、表又遣吳巨代之、與恭俱至。

朱符の死後、漢、張津を遣りて交州刺史と爲すも、津、後に又た其の將區景の殺す所と爲り、荊州牧劉表、零陵の賴恭を遣りて津に代う。是の時、蒼梧太守史璜死し、表、又た吳巨を遣りて之に代え、恭と俱に至らしむ。

とあるように、朝廷により張津が刺史として派遣されるも、部下の裏切りにあって殺害され、その間隙を衝くように劉表が刺史を派遣していることがわかる。

張津が部下に殺害された理由として、『三国志』卷四六呉書孫策伝裴松之注引『江表伝』に、

策曰、「昔南陽張津爲交州刺史、舍前聖典訓、廢漢家法律、嘗著絳帕頭、鼓琴燒香、讀邪俗道書、云以助化、卒爲南夷所殺」。

策曰く、「昔、南陽の張津交州刺史と爲り、前聖の典訓を舍し、漢家の法律を廢す。嘗て絳帕を頭に著け、鼓琴燒香し、邪俗の道書を読み、云うに助化を以てし、卒に南夷の殺す所と爲る」と。

とあり、張津が何らかの宗教を信仰しており、これによつ

て政治が乱れ、やがては部下の離反を招いたことが記されている。

また、薛綜伝に、

次得南陽張津、與荊州牧劉表爲隙、兵弱敵彊、歲歲興軍、諸將厭患、去留自在。津小檢攝、威武不足、爲所陵侮、遂至殺沒。

次に南陽の張津、荊州牧劉表と隙を爲すを得れども、兵弱く敵彊く、歳ごとに軍を興し、諸將厭患し、去留自在なり。津、檢攝小なく、威武足らず、陵侮する所と爲り、遂に殺沒に至る。

とあるように、張津は荊州牧劉表と戦闘状態にあり、戦に弱いにも関わらずたびたび軍勢を動かして敗れたため、人心を失い殺害されたことがわかる。

さて、彼と士燮との関係を示す重要な史料となるのが、以下の記事である。

建安八年、張津爲刺史、士燮爲交趾太守、共表立爲州、乃拜津爲交州牧。（『晉書』卷一五地理志下）

建安八年、張津、刺史たり、士燮、交趾太守たり、共に立てて州と爲さんことを表し、乃ち津、拜して交州牧と爲る。

建安二年、南陽張津爲刺史。交趾太守士燮表言、「伏見十二州皆稱曰州。而交獨爲交趾刺史。何天恩不平

嶺南士氏の勢力形成をめぐって

乎。若普天之下、可爲十二州者、獨不可爲十三州乎」。詔報聽許、拜津爲交州牧、加以九錫・形弓形矢、禮樂

征伐、威震南夏、與中州方伯齊同、自津始也。（『芸文類聚』卷六州部・交州条注引『交廣記』）

建安二年、南陽の張津、刺史たり。交趾太守士燮、表して言えらく、「伏して見るに十二州皆な稱して州と曰う。而るに交獨だ交趾刺史と爲すのみ。何ぞ天恩平らかならざるか。若し普天の下なれば、十二州と爲すべきも、獨り十三州と爲す可からざるかのみ」と。詔報して聽許し、津を拜して交州牧と爲し、加うるに九

錫・形弓形矢を以てし、禮樂征伐し、南夏を威震し、中州の方伯と齊同するは、津より始まるなり。

これらの史料によれば、張津と士燮が連名（あるいは士燮単独）で朝廷に交趾刺史部の州昇格を上表していることがわかる。昇格の時期については、建安二年説と建安八年説が存在するが、尾崎康氏はこれを詳細に検討した上で、<sup>(18)</sup>建安八年説を採っている。

実はこれに先だち、順帝期にも同様の建議があつた。『晉書』卷一五地理志下に、

順帝永和九年、交趾太守周敞求立爲州、朝議不許、即拜敞爲交趾刺史。

順帝の永和九年、交趾太守周敞立てて州と爲すを求む

るも、朝議許さず、即ち敞、拜して交趾刺史と爲る。

夏を鎮安す可し」と。

とあるのがそれだが、永和年間は六年までであり、この記事には時期の不正確さが見られる。しかし周敞が交趾刺史であったのは事実で、『旧唐書』卷四一地理志四・安南都督府条に、

後漢周敞爲交趾太守、乃移治龍編。

後漢の周敞、交趾太守と爲り、乃ち治を龍編に移す。

とあることから、無視はできない。おそらく交趾のみが州を名乗れないことへの不満は連綿と続いていたと考えられる。ここで疑問となるのは、なぜ交趾刺史である張津のみならず、交趾太守の士燮が州牧昇格の建議を行っているのかという点である。そこで、ひとまず州牧について説明を加えたい。

周知の通り、州牧とは中平五年（一八八）に当時の太常

劉焉の建議によって施行された「牧伯制」によるものである。『三国志』卷三一蜀書劉焉伝によると、

焉覩靈帝政治衰缺、王室多故、乃建議言「刺史・太守、貨賂爲官、割剝百姓、以致離叛。可選清名重臣以爲牧伯、鎮安方夏」。

焉、靈帝の政治の衰缺を覩、王室に故多く、乃ち建議して言う、「刺史・太守、貨賂官を爲し、百姓割剝して離叛に致る。清名重臣を選び以て牧伯と爲し、方

とあり、劉焉が刺史や太守の腐敗を憂い、清廉潔白な重臣を選んで州牧とすべきことを建議していることがわかる。劉焉自身は、その後「交趾牧」となることを望み、董扶という人物の意見に従つて益州牧となつている。

石井仁氏は、この州牧の権限について、「州刺史が保有する行政上の監察権、「監軍使者」<sup>11</sup>使持節・督（監）州軍事」兼任による軍事上の監察権、それに將軍帶号による軍政・軍令権、この三者が合体した軍政機構」とし、「かかる権限を保有する州牧就任者は、事實上、当該州を基盤とする軍事政権の首班者と見なすことができ」<sup>19</sup>とする。これに従えば、張津は交州を支配する政権の長となつたこととなり、一見すると嶺南士氏の勢力拡大にとつては不利な状況に見える。

しかし、この当時の嶺南情勢を見れば、そのように理解することはできない。前述の通り、張津は劉表とたびたび衝突しているが、それは劉表が嶺南を併呑しようと画策していたからである。先に見た朱皓の記事を見ると、予章太守の周術の死後、新たな予章太守として諸葛玄を派遣していることがわかる。劉表はこのように、混乱の間隙を衝いてその土地に新たな太守や刺史を派遣するという手法で版図拡大を目論んでおり、朝廷もこれに危機感を抱き、予章

太守として朱皓を派遣している。

これらを踏まえて士燮の目的について考えてみると、張津を一州を支配する政権の長とすることで、このような劉表の南進に対抗するために動員可能な軍事力も増加するため、自らの兵を使わずして張津を劉表に対する防壁にできると考えたと推測がされる。また、朝廷の劉表に対する危機意識を把握しており、張津の軍事的権限を拡大するといふこの建議は確実に採択されると踏んだのである。これによつて朝廷への忠誠心も示すことができると考えたのではないか。

だが、張津は唐突に殺害され、劉表の侵略の手はいよいよ嶺南に伸びてきた。劉表は、荊州零陵郡出身の賴恭を交州牧に任じ、死亡した蒼梧太守の代わりに呉巨を派遣し、着実に支配を強めていった。これに対し朝廷は、新たな交州牧を嶺南へ派遣しなかつた。嶺南の守護者として士燮に白羽の矢が立つたのである。士燮伝によると、

漢聞張津死、賜燮璽書曰「交州絶域、南帶江海、上恩不宣、下義壅隔、知逆賊劉表又遣賴恭闕看南土、今以燮爲綏南中郎將、董督七郡、領交趾太守如故。」後燮遣吏張旻奉貢詣京都。是時天下喪亂、道路斷絕。而燮不廢貢職、特復下詔拜安遠將軍、封龍度亭侯。

漢、張津の死を聞き、燮に璽書を賜いて曰く、「交州は絶域にして、南は江海を帶び、上は恩宣<sub>アシ</sub>ず、下は義壅隔す、逆賊劉表又た頼恭をして南土を覗い看るを知り、今燮を以て綏南中郎將と爲し、七郡を董督せしめ、交趾太守を領すること故の如し」と。後に燮、吏の張旻を遣りて貢を奉り京都に詣らしむ。是の時天下喪亂し、道路断絶す。而るに燮、貢職を廢せず、特に復た詔を下し安遠將軍を拜し、龍度亭侯に封ず。

とあり、士燮の緻密な朝廷への工作が功を奏したのか、朝廷から「綏南中郎將」の將軍号と、「七郡を董督」する権限を付与され、後に朝廷への貢献に対する恩賞として、更に「安遠將軍」の將軍号と龍度亭侯の位を与えられた。「董督」という語は、史料中に散見する。例えば、『三国志』卷三五蜀書関羽伝に、

先主西定益州、拜羽董督荊州事。

先主、西のかた益州を定め、羽、拜して荊州の事を董督せしむ。

とあるように、劉備が益州を平定した後、荊州の諸事を關羽に託す際、「董督」が使われている。この際に劉備が關羽に「董督」させたのは具体的な官名ではなく、「荊州事」である。すなわち、「董督」とは、正式な任命ではなく、臨時にその地域ないし軍事を掌握させるための語と思われる。それは、朝廷から士燮に宛てられた文書が「璽書」で

あることからもわかる。璽書とは、陳力氏によれば、「策書、制書、詔書、戒書（誠勅）の別称ではなく、一種の獨立した王言類文書」であり、「私的な性質を持つ文書」である。<sup>(20)</sup> とすれば、士燮に宛てられた璽書は正式な詔書とは異なるものであり、そのような私的な文書（曹操の意向を多分に含んだものであろう）の文中に、正式な交州牧任命の文言は入れられず、形式的に「董督」という言葉を使用したのではないか。

さて、以上のような性質を持つた璽書であるが、その文言の持つ意味について、先の石井氏の解釈に従つて検討してみたい。「綏南中郎将」および「安遠將軍」という將軍号の付与は「軍政・軍令權」の獲得につながる。無論、「七郡を董督」する権限の付与は一州の行政・軍事的監察権の獲得を意味する。すなわち、士燮は事實上の「交州牧」となり、かつそのような状態を朝廷より公認された存在となつたのである。

嶺南士氏にとつては、この時点がもつとも勢力を拡大させた最盛期であった。その期間については、史料上に張津の死や頼恭派遣の年代が記されていないため判然としないが、『三国漢季方鎮年表』によれば、張津の死と頼恭派遣は建安一〇年（二〇五）となつており、これに従えば、建安一〇年から孫權陣営へ帰順する建安一五年（二一〇）

までの五年間が嶺南士氏の最盛期となる。

おわりに

以上をもつて、嶺南士氏の勢力形成をめぐる諸問題についてひと通り検証したことになる。その検証結果を要約すると次のようになる。

①士燮の交趾太守就任時期は、光和五年（九六二）～中平元年（一八四）で、交趾刺史賈琮の「簡選良吏試守縣吏」といった政策に応じて赴任したわけではない。

②士燮が交趾太守に就任する以前には、嶺南士氏の影響力を確認することはできない。

③張津以前の嶺南士氏と関係のあつた交趾刺史、特に朱符は、士燮の台頭を阻害するものではなく、むしろその台頭のために利用された。

④士燮が張津とともに交州牧昇格の建議を行つたのは、張津の軍事的権限拡大と、それによる劉表の南進政策への防御策、および朝廷からの信賴獲得のためである。

⑤張津死後、士燮は將軍号と「七郡董督權」の付与により、事實上の「交州牧」として君臨し、この時点で勢力の最盛期を迎えた。

つまり、嶺南士氏が勢力を拡張した要因とは、彼らが持

つ特異な在地性ではなく、嶺南地域をめぐる情勢不安の間隙を衝いたことや、後漢時代の地方官吏制度を利用した政治的・軍事的権限の拡大にあると言える。

この後の嶺南情勢について見ていくと、交州牧賴恭と蒼梧太守吳巨の抗争が勃発し、賴恭は交州牧の座を追われ、その後劉備に従うこととなる。そのような混乱の中、虎視眈々と嶺南の霸権を狙っていた孫權は、建安一五年、歩驚を「交州刺史」として送り込んだ。建安一三年の赤壁の戦いで曹操陣営を打ち破っていた孫權は、破竹の勢いで勢力を拡大しており、嶺南士氏は敗退した曹操陣営が牛耳る朝廷よりも、孫權陣営に投降する道を選んだのである。

本稿では、嶺南士氏の勢力形成過程を追うという目的のため、嶺南士氏による辺境支配の実態や、孫權陣営への帰順以後に関する記述については考察することをしなかつた。これらの検討は次稿以降に行いたい。

#### 註

(1) 嶺南士氏を取り扱った中国側の研究としては、蔣君章

『越南論叢』「土變對交州的貢獻——對越南政治文化最有貢獻的漢官」（中央文物供應社、一九六〇年）、胡守為「土變家族及其在交州的統治」（『學術研究』一一、一九九六年）、邱普艷・李新平「土變與儒學在交州的伝播」（『平頂山學院學報』二〇、二〇〇五年）などが挙げられる。

嶺南士氏の勢力形成をめぐって

(2) 嶺南士氏を取り扱った、後藤均平氏以前の日本側の研究としては、山内晋卿「安南史上の一政権としての土變」（『史淵』一一、一九三五年）、宮川尚志「三國の分立と交州の地位」（『東洋史研究』七一・二、一九四二年）、福井康順『道教の基礎的研究』附録「牟子の研究」（理想社、一九五二年）、尾崎康「後漢の交趾刺史について——土變をめぐる諸勢力」（『史学』三三一三・四、一九六一年）、などが挙げられる。

(3) 後藤均平「後漢書所見越南三郡反乱記事小考（上）」（『人文科学研究』三三、一九七一年）、「二世紀の越南」（『史苑』三一—二、一九七一年）、「土變」（『史苑』三三一、一九七二年）参照。

(4) 吉開将人「歴史世界としての嶺南・北部ベトナム——その可能性と課題」（『東南アジア——歴史と文化』三一、二〇〇二年）参照。

(5) 嶺南士氏が土着的性質によって勢力形成をなしたとする先行研究としては、例えば後藤氏前掲一九七二年論文は、

「士氏の土着的性質が、類質の越南社会土着有力者層を含む住民の支持を受け、そこに中国政局の諸条件がからみ合って、政権の異例の長期存続を保った」としている。  
(6) 陶謙の他に孝廉から尚書郎となつた事例として、次のような記事が挙げられる。

許靖字文休……潁川劉翊爲汝南太守、乃舉靖計吏、察孝廉、除尚書郎、典選舉。（『三国志』卷三八蜀書許靖傳）

許靖、字は文休……穎川の劉翊汝南太守と爲り、乃ち  
靖計吏に舉げられ、孝廉に察せられ、尚書郎に除せら  
れ、選舉を典る。

(桓) 檀字彥林……初舉孝廉、拜尚書郎。(『後漢書』  
卷三七桓榮列伝附桓彬列伝)

(桓) 檀、字は彥林……初め孝廉に舉げられ、尚書郎  
を拜す。

(7) 濱口重國『秦漢隋唐史の研究』第三部第五「漢代に於け  
る地方官の任用と本籍地との関係」(東京大学出版会、一  
九六六年) 参照。

(8) 祭肅の他に県令から郡太守へ就任する事例として、次の  
ような記事が挙げられる。

衛颯字子產……建武二年、辟大司徒鄧禹府。舉能案  
劇、除侍御史、襄城令。政有名迹、遷桂陽太守。(『後  
漢書』卷七六循吏列伝)

衛颯、字は子產……建武二年、大司徒鄧禹の府に辟さ  
れる。能く案劇に舉げられ、侍御史、襄城令に除せら  
る。政名迹有りて、桂陽太守に遷せらる。

宋均字叔庠……遷上蔡令。……遷九江太守。(『後漢書』  
卷四一宋均列伝)

宋均、字は叔庠……上蔡令に遷せらる。……九江太守  
に遷せらる。

(9) 註(7) 濱口氏前掲論文参照。

(10) 註(2) 尾崎氏前掲論文参照。

(11) 註(3) 後藤氏前掲一九七二年論文参照。

(12) 建安年間に州へ昇格するまで、交州は「交趾部」や「交  
趾(趾)七郡」、そして単に「交趾(趾)」などと称されて  
いた。その名称の是非については、陳荊和「交趾名称考」  
では、陳荊和氏の解釈を斟酌しつつ、交趾郡との混同を避  
けるため、史料の引用部を除き、州昇格以前の交州をすべ  
て「交趾刺史部」とする。

(13) 濱口重國『秦漢隋唐史の研究』第三部第六「漢碑に見え  
たる守令・守長・守丞・守尉等の官に就いて」(東京大学  
出版会、一九六六年) 参照。

(14) 交趾刺史や交州牧といった官名は、史料によつて表記揺  
れが多く見られる。この表記揺れの問題については、註

(2) 尾崎氏論文の他、顧頽剛「兩漢州制考」(『慶祝蔡元  
培先生六十五歳論文集』下冊、歴史語言研究所集刊外編、  
一九三五年)、渡瀬正忠「漢代に於ける交州なる呼稱の起  
源に就て」(『東洋学研究』一、一九四三年)など参照。

(15) 士壹が司徒掾として赴任したことについては、士燮伝注  
引『吳書』に、

琬與卓相害、而壹盡心於琬、甚有聲稱。卓惡之、乃署  
教曰「司徒掾士壹、不得除用」。故歷年不遷。會卓入  
關、壹乃亡歸。

琬と卓と相害し、而に壹は、心を琬に盡くし、甚だ聲  
稱有り。卓、之を惡み、乃ち教を署して曰く、「司徒  
掾士壹、除きて用うるを得ざれ」と。故に歷年遷ら  
ず。會々卓、入關し、壹、乃ち亡げ歸る。

とあり、士壘の上司にあたる司徒の黃琬と董卓は仲が悪く、士壘は黃琬のために尽くして甚だ名声が高かつたため、董卓がこれを憎み、司徒掾の士壘を用いないようにと通達したため、士壘は郷里に帰つたことが記されている。

(16) 註(2)尾崎氏前掲論文参照。

(17) 嶺南士氏の経済的利益については、士變伝に、

變每遣使詣權、到雜香細葛、輒以千數、明珠・大貝・流離・翡翠・璫瑁・犀・象之珍奇物、異果、蕉・邪・龍眼之屬、無歲不至。

變、遣使する毎に權に詣り、雜香細葛を致すこと、輒ち千を以て數え、明珠・大貝・流離・翡翠・璫瑁・犀・象の珍奇なる物、異果は、蕉・邪・龍眼の屬、歳ごとに至らざるは無し。

とあり、嶺南士氏が孫權陣営へ投降したこととして、嶺南士氏が孫權へ珍品を毎年贈つてことなどが記されている。

(18) 註(2)尾崎氏前掲論文参照。

(19) 石井仁「漢末州牧考」(『秋大史学』三八、一九九二年) 参照。

(20) 陳力「漢代の璽書と制書」(『阪南論集・人文自然科学編』三三一二、一九九七年) 参照。